

訓 令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄16中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「第一号」を「同項第一号」に改め、同欄中17から20までを削り、21を17とし、22から30までを18から26までとする。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄中36を40とし、23から35までを27から39までとし、22の次に次のように加える。

23 特勤規則第十四条第三項第二号の規定に基づき、著しく危険であると認める
こと。

24 特勤規則第十四条第三項第三号の規定に基づき、同項第一号又は第二号に相当すると認めること。

25 特勤規則第十四条第八項の規定に基づき、著しく危険な業務であると認める
こと。

26 特勤規則第十四条第九項の規定に基づき、著しく危険な区域であると認める
こと。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。